

鍼灸・マッサージ療養費に係る 支給申請書等の提出について

1 療養費支給申請書の提出

提出締切 毎月10日（締切日が土日祝休日のときは直前の平日）の午後5時必着
（締切を過ぎた申請は翌月審査に回りますので、再提出は不要です。）

提出方法 次の場所に郵送又は持参してください。ただし、期限に間に合わなかった場合は翌月分として処理します。

提出先 〒600-8411

京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地COCON烏丸5階

京都府後期高齢者医療広域連合業務課

（受付時間：午前8時30分から午後5時まで）

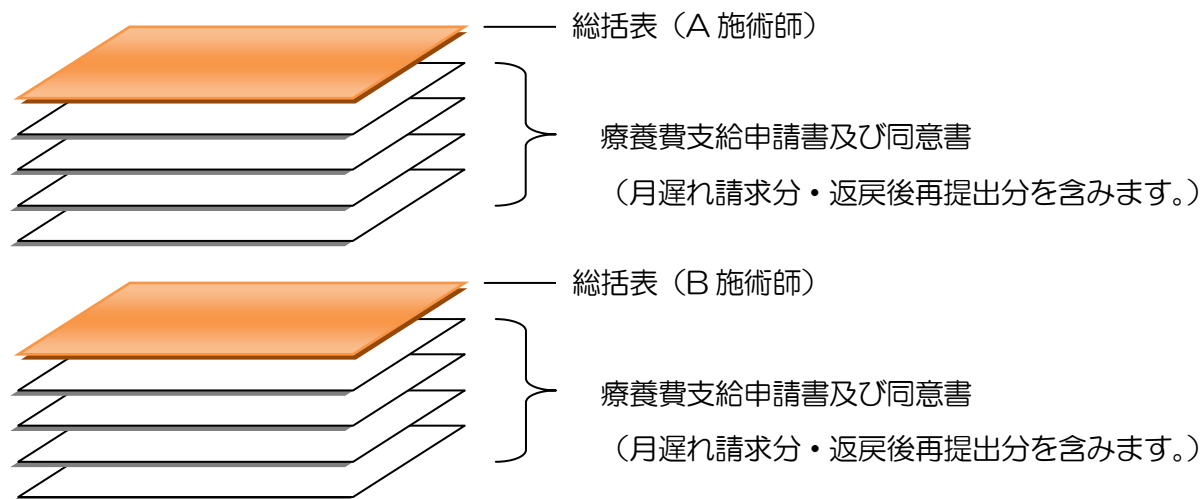
2 申請に必要な書類

(1) 総括表

療養費支給申請書を提出するときは、施術師コードごとに毎回総括表を作成し、申請件数、金額等の合計を記載してください。

なお、総括表には月遅れ請求分や返戻後再請求分等も含めてください。

【編綴方法】



(2) 療養費支給申請書

1箇月に複数の施術師が1人の被保険者に対して施術した場合、施術所ごとに支給申請書を作成し、摘要欄、裏面又は別紙に施術を行った全ての施術師コード及び氏名を記載してください。

(3) 医師の同意書

同意の有効期間は次のとおりです。

同意区分	有効期間
鍼灸	6 箇月（同意日又は初療日が月の 1 5 日以前の場合は 5 箇月後の末日、1 6 日以降の場合は 6 箇月後の末日）（注 1）
マッサージ（変形徒手矯正術なし）	
変形徒手矯正術	同意日又は初療日の 1 箇月後
マッサージと変形徒手矯正術の両方（注 2）	同意日又は初療日の 1 箇月後（その後、マッサージのみ施術する場合は、この表の上段の期限まで）

なお、同意書の添付や申請書類の並べ方は以下のとおりとします。

○同意書（の写し）添付例

月	同意日	施術可能日	同意書の添付等		
			鍼灸	マッサージ（変形徒手矯正術なし）	マッサージ（変形徒手矯正術あり）
1 箇月目	5 日同意・初療（注 3）	5 ～ 末日	原本（①）		原本
2 箇月目		1 ～ 末日	①の写し（注 4）		原本
3 箇月目		1 ～ 末日	①の写し（注 4）		原本
4 箇月目		1 ～ 末日	①の写し（注 4）		原本
5 箇月目		1 ～ 末日	①の写し（注 4）		原本
6 箇月目		1 ～ 末日	①の写し（注 4）		原本

注 1 平成 3 0 年 9 月末までの同意の有効期間は 3 箇月です。

注 2 マッサージと変形徒手矯正術は、同じ日に同じ部位に併施できません。

注 3 初療日が同意日から 1 箇月以上経過している場合は、初療日ではなく同意日から期間を計算します。

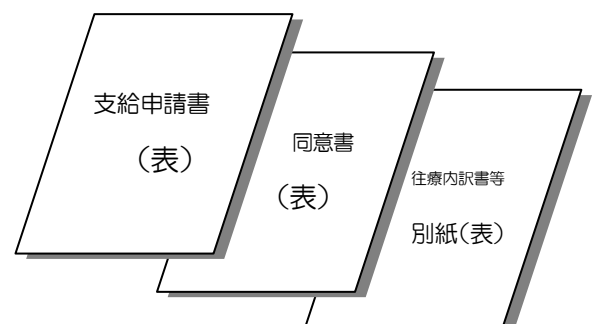
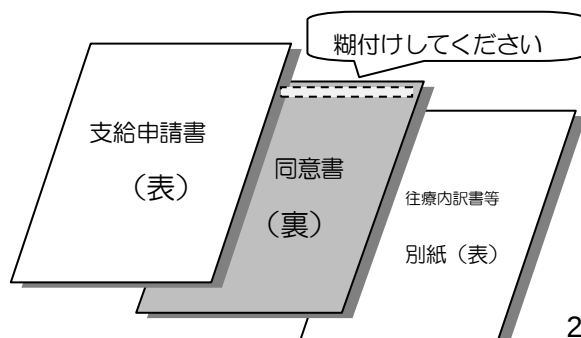
注 4 当広域連合では、初療月の翌月以降は同意書の写しを毎回添付することが必要です。また、同意の記録は支給申請書に明記してください。

○申請書類の並べ方 ※ホチキスは特に不要です。

同意書が 1 枚の場合（①又は②）

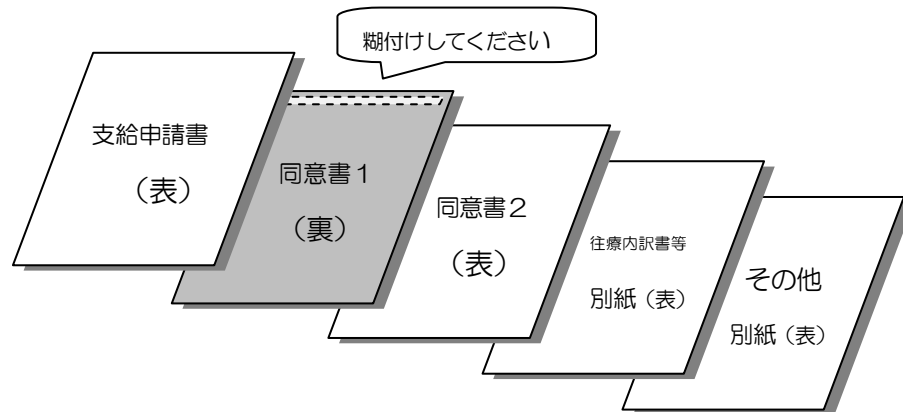
①支給申請書の裏面と同意書の裏面を糊付け
（糊付けは上辺又は全面）

②糊付けせず表向きに重ねて提出も可

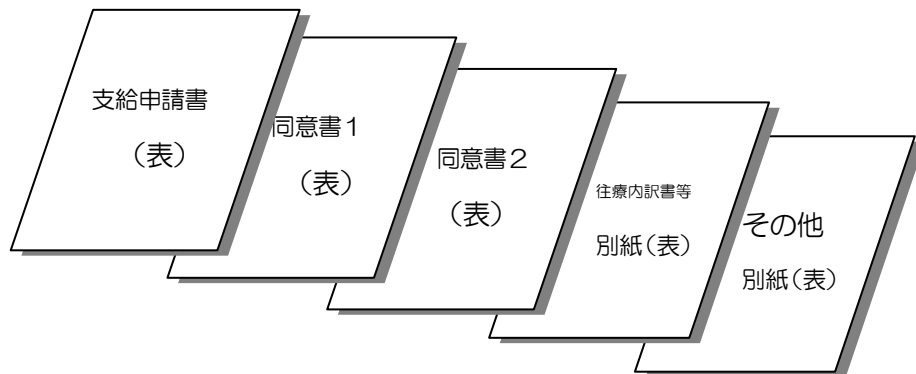


○同意書が複数枚の場合 (①又は②)

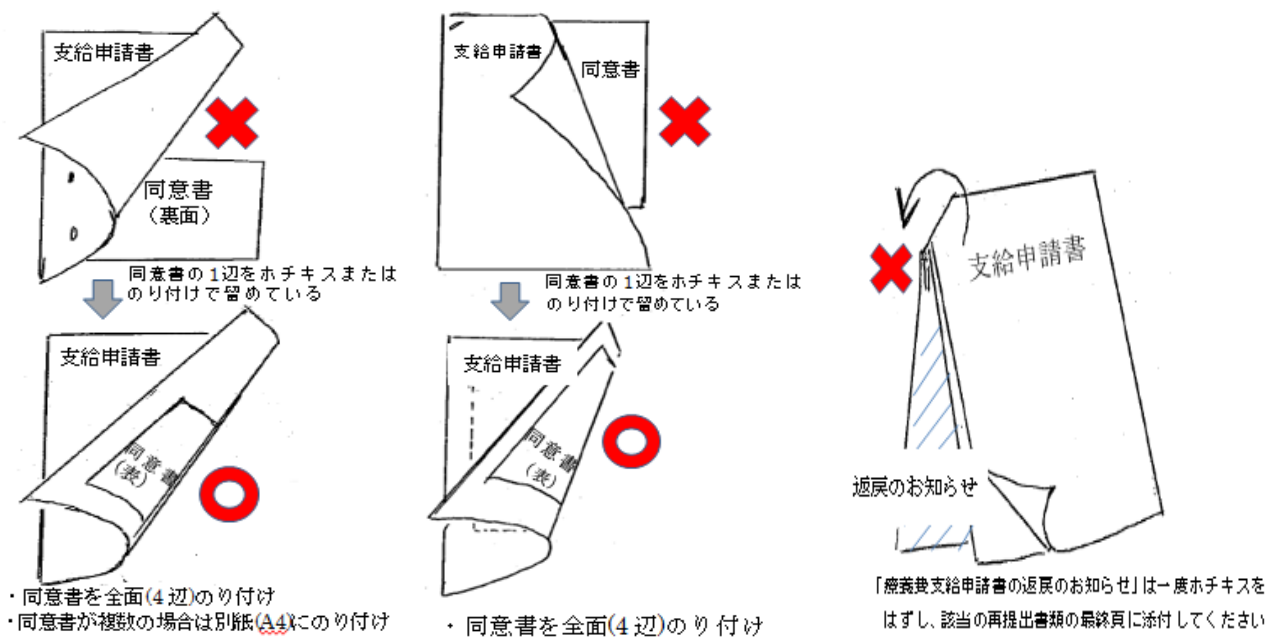
① 支給申請書の裏面に1枚目の同意書の裏面を貼付し、以下のように並べる



②糊付けせず表向きに重ねて提出も可



(提出例) 適切な例…○、不適切な例…×



その他、不明な点がありましたら提出前にお問い合わせください。

3 公費

更生医療、被爆者一般医療等の公費負担医療と後期高齢者医療を併用する被保険者の場合、受給者証を確認のうえ、支給申請書の公費負担者番号欄及び公費受給者番号欄を記入してください。

4 往療料

往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴きに施術を行った場合に支給が可能です。

- ・鍼灸…療養費支給申請書の「摘要」欄に往療すべき理由を明記してください。
- ・マッサージ…医師が、同意書に、往療必要性の有無及び往療すべき理由を記載する必要があります。

なお、片道 16km を超える往療がなされた場合は、往療料のみならず、施術料等を含めすべてが支給対象外となります。

5 様式

申請に必要となる総括表、療養費支給申請書、同意書等は、当広域連合ホームページからダウンロードしてください。（当広域連合事務所にも備えています。）

6 社会保障・税番号制度に係る個人番号（マイナンバー）について

平成 28 年 1 月以降、公的医療保険分野においては社会保障・税番号制度に係る個人番号（マイナンバー）の利用が開始されますが、個人番号は極めて重要な個人情報であり、秘匿性を確保する必要があることから、法令により個人番号を利用（収集・蓄積・提供）できるのは国や地方公共団体等に限られています。

そのため、鍼灸・マッサージに係る療養費支給申請において、施術師が被保険者に対して支給申請書への個人番号の記載を求めたり、施術師が代筆したりすることのないようお願いします。また、当広域連合が定める鍼灸・マッサージに係る療養費支給申請書の様式に個人番号記載欄の追加は行いませんので、団体等の独自様式についても個人番号記載欄を追加しないでください。

7 療養費の支給に係る取扱い、施術単価（国通知）等

下記の取扱いを順守し、施術を行い、料金を算定し、その 1 割又は 3 割（1 円未満の端数は切り上げ）の支払を被保険者から受け、適正に支給申請書を提出してください。不当・不正な請求があった場合は返還請求を行うとともに、代理受領登録の取消し、刑事告訴、実名を含む報道発表を行うことがあります。

- ・療養費の取扱い（Q & A）について（厚生労働省ホームページ）：

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/03.html>

- ・ 療養費の改定等について（厚生労働省ホームページ）：
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/01.html>
- ・ 参考書籍：
「療養費の支給基準」（社会保険研究所発行）